

多摩市文化芸術振興方針の見直し及び多摩市立複合文化施設条例に関する提言について

管理運営計画策定委員会の委員のうち9名は、文化方針分科会として、多摩市の文化芸術振興方針の見直しに関して検討したため、提言①および提言②として整理した。

また、当委員会の管理運営計画分科会を中心に検討を進めた管理運営計画の策定に伴い、多摩市立複合文化施設条例を改正することから、設置目的および事業に関する条項について、文化方針分科会において検討したため、提言③および提言④として整理した。

<提言①> 多摩市における文化施策を今後進めるにあたっては、文化振興に関する条例の制定を検討すべきである

多摩市の文化振興に関する指針として、平成21年に市が決定している文化方針が存在するが、主として以下の意見から文化方針の改正ではなく、条例を制定すること検討すべきとの提言に至った。

- ・文化振興方針はしっかりと作られているが、行政主体で作ったもので、まちに暮らす市民に気持ちとして届いてきてはいない。時代も変わっていくので、物事をどう決めていくかという仕組みが必要。
- ・市が決定する文化方針は、行財政運営の影響を受けやすい。また、子どもたちの将来を見据えて文化施策を進めるべきであり、多摩市の文化を継承・創造させるためには、条例という強力な形が必要。
- ・文化芸術の価値が生まれるまでには時間がかかり、守るべきものを守るためには、条例が必要。

<提言②> 令和2年度は、文化方針の改定あるいは、条例制定いずれの場合においても、そこで定義すべき内容の検討を目的とした委員会を設置すべきである。

令和2年度の検討体制として、常設の審議会方式と、単年度設置の委員会方式のいずれが適当であるかを検討した。その結果、市長の諮問機関である審議会については、方針改定案あるいは条例案を決定した後、令和3年度以降に設置すべきであり、令和2年度は、方針改定案あるいは条例案の作成を目的とした委員会を設置し、下記に示すような視点を踏まえた検討を進めるべきとの提言に至った。

- ・多摩市の文化とはどういうものか、その答えは人それぞれだが、今年度の議論を、さらに掘り下げて多摩市の文化を分析する必要がある。
- ・今あるもの、誇りに思うものに加えて、何が課題か、何が欠けているかも考える必要がある。
- ・ワークショップ等を並行して行うことによって、文化にまったく興味のない人の声も含めてなるべく幅広い価値観の意見が反映できるように工夫することが必要である。